

新2学年、新3学年 保護者様

令和4年度多子世帯における都立学校授業料等支援事業に係る手続きについて

日頃より本校の教育活動についてご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

令和4年度の多子世帯における授業料等減額手続きの受付を開始いたします。

記

1 配布書類

令和4年4月版 多子世帯における都立学校授業料等支援事業

2 制度概要

本制度は、所得制限により就学支援金の対象とならない世帯（年収目安910万円以上）で、保護者等の扶養する23歳未満の子が3人以上いる世帯に対して、授業料等を1/2に減額する制度です。

詳細は、今回配布した「令和4年4月版 多子世帯における都立学校授業料等支援事業」をご確認ください。

3 提出書類

減額を申請する方は、以下の書類を提出してください。

①、②については、学校ホームページからダウンロードしていただくか、経営企画室窓口で配布しています。

①授業料等減免申請書

②扶養親族等状況届

③扶養する23歳未満の子3人以上の健康保険証のコピー

（A4サイズ用の紙に、年齢が上から順になるように並べてコピーしてください。）

4 提出期限

令和4年4月22日（金）

※この期限までにご提出いただき、減額が決定した場合、4月分の授業料から令和4年度内の授業料が減額されます。

この期限を過ぎると、4月分からの減額ができません。申請月を遡って減額することはできませんので、必ず期限までにご提出いただくよう、お願いいたします。

※減額決定は年度ごとに行います。

令和3年度に減額の決定を受けた方でも、今回改めて申請していただく必要があります。

（裏面もご覧ください）

5 留意事項

○審査の結果は、申請者あてに、文書で通知します。

○減額決定された方で、すでに前期分を納入されている方については、還付の手続きをします。
該当する場合のみ、減額の決定通知書と一緒に還付手続きの書類を送付しますので、ご確認ください。

6 提出先 及び 問合せ先

都立小山台高等学校 経営企画室 学事担当

電話：03-3714-8155 / 平日：午前8時30分から午後5時まで

★「多子世帯支援事業について」とお話しください。